

○鎌倉市生涯スポーツリーダーの登録及び派遣・紹介実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ・レクリエーション活動等を支援するため鎌倉市生涯スポーツリーダー（以下「スポーツリーダー」という。）の登録及び派遣・紹介について必要な事項を定めるものとする。

(登録資格等)

第2条 スポーツリーダーの登録資格は、市内に在住、在勤又は在学している者のうち20歳以上の者で次の各号に掲げる何れかの要件を備える者とする。

- (1)スポーツに関する指導員の資格等を持ち、2年以上の指導実績がある者。
- (2)スポーツの実技指導又は助言等のリーダー活動を3年以上経験している者。
- (3)自らが実技経験を8年以上実施しており、その種目に精通している者。
- (4)その他市長が特に必要と認めた者。

(登録手続等)

第3条 登録をしようとする者は、鎌倉市生涯スポーツリーダー登録申出書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 登録の有効期限は、登録の日の翌々年度末とする。
- 3 登録期限後に、継続して登録を希望する者は、新たにその旨を申し出なければならない。

(登録の取消し)

第4条 市長は、登録されたスポーツリーダーが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1)虚偽の申請をしたとき。
- (2)スポーツリーダーの地位を利用し、販売等の営利活動、宗教活動又は政治活動をしたとき。
- (3)スポーツリーダーとしての社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4)その他スポーツリーダーとして不適当と市長が認めたとき。

(役割等)

第5条 スポーツリーダーの役割、任務等は次の各号に掲げるものとする。

- (1)市のスポーツ振興に寄与すること。
- (2)実技指導のほか、求めに応じ、団体等の育成に助力すること。
- (3)行政機関が行う研修会、講習会等に積極的に参加するよう努めること。

(派遣)

第6条 スポーツリーダーの派遣を求める市内の団体等は、鎌倉市生涯スポーツリーダー派遣申請書(第2号様式)により派遣希望日の30日前までに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の団体等より派遣申請を受けた場合は、内容を審査し、その結果を鎌倉市生涯スポーツリーダー派遣決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、団体等への派遣が適当と決定した場合は、スポーツリーダーに鎌倉市生涯スポー

ツリーダー派遣依頼書(第4号様式)により依頼する。

- 4 派遣期間終了後、スポーツリーダーは鎌倉市生涯スポーツリーダー活動報告書(第5号様式)を、スポーツリーダーの派遣を受けた団体等は鎌倉市生涯スポーツリーダー派遣終了報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(派遣基準)

第7条 スポーツリーダーの派遣を求める団体等は、次に掲げる要件を必要とする。

- (1)市内の場所で道具が確保され、市民10人以上の会員で構成されていること。
- (2)スポーツ・レクリエーション等を継続的に行うことを目的としていること。
- (3)会員全員が傷害保険等に加入していること。

(紹介)

第8条 市長は、市内の団体等の求めに応じスポーツリーダーに関する情報を必要の範囲内において提供するものとする。

- 2 紹介後のスポーツリーダーとの交渉は、団体等の代表者が自主的に行うものとする。

(謝礼)

第9条 市長は、団体等への派遣を依頼したスポーツリーダーに対し謝礼を支払うものとする。

- 2 謝礼は、1回2時間程度10回を限度とし、その額は予算の範囲内で別に定める。

(派遣・紹介の拒否)

第10条 市長は、団体等が次の各号の何れかに該当する場合は、派遣・紹介を拒否する。

- (1)自ら営利のための事業を行なうなど、他の営利事業に団体の名称を利用させるような活動。
- (2)特定の政党を支持し、またそれに反対するための政治活動。
- (3)特定の宗教のための活動。
- (4)その他、市長が不適當と認めたとき。

(賠償責任等)

第11条 指導に伴い生じた傷害その他の事故に基づく損害は当事者において負担するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。